

定期的な実態調査や市民等からの情報提供による空家等の現地調査及び把握

管理不全空家等に該当するおそれ

特定空家等に該当するおそれ

所有者等の特定に関する調査（固定資産税情報・不動産登記情報・戸籍情報等）

所有者等への情報提供や助言（法第12条）

外観目視調査

立入調査（法第9条第2項）

管理不全空家等の認定

特定空家等空家等の認定（審査会へ諮問）

所有者等に対する指導
（法第13条第1項）

所有者等に対する助言・指導
（法第22条第1項）

所有者等に対する勧告
（法第13条第2項）（審査会へ諮問）

所有者等に対する勧告
（法第22条第2項）

※固定資産税の特例の対象から除外
※特定空家等に認定する場合は、立入調査
（法第9条第2項）から実施
※状態が改善すれば認定及び勧告を解除

※固定資産税の特例の対象から除外
※除却されるなど状態が改善すれば認定及び勧告を解除

略式代執行
（法第22条第10項）

※過失なく所有者等の確知ができない場合
※後に所有者が判明した場合は、代執行に
要した一切の費用の徴収も可能

緊急代執行
（法第22条第11項）

※災害等の非常事態で、保全措置をとる必要があり、当該措置をとることを命ずるとまがない場合（勧告まで行われている特定空家等が対象）

所有者等に対する命令及び公表
（法第22条第3～8、13、14項）

※所有者等への事前通知及び公開による意見の徴収
※命令の実施、標識の設置及び公示

行政代執行（行政代執行法）
（法第22条第9項）

※文書による戒告
※代執行令書による通知
※代執行に要した一切の費用の徴収